

別紙

埼玉県障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等負担金交付要綱

(通則)

- 1 児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第55条（法第51条第1号、第2号及び第6号の規定による支給等に要する費用（以下「給付費等」という。）に限る。）に基づく県負担金については予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 埼玉県障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等負担金は、障害児の保護者に対し、市町村が支弁する給付費等の一部を負担することにより、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 3 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「国要綱」とは、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号）の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」をいう。
 - (2) 「基本額」とは、国要綱の5(1)ア(ア)、イ(ア)、(2)ア(ア)及びイ(ア)に定める基本額をいう。

(交付の対象)

- 4 この負担金は国要綱の4(1)ア(イ)、イ(イ)、(ウ)、(2)ア(イ)及びイ(イ)に定める事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 5 この負担金は、4の交付の対象とする事業について、それぞれ国要綱に基づき算定した基本額に法第55条の規定により4分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(負担金の概算払)

- 6 知事は、必要があると認める場合においては、概算払いをすることができる。

(交付の条件)

- 7 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する費目の種類ごとの経費の配分の変更は、知事の承認を要しないものとする。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

8 市町村長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて別途知事が定める期日までにこの負担金の交付の申請を知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に準じ、別途定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 知事は、8又は9による交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

11 知事はこの負担金について、交付の決定を行ったときには、市町村長に対し、別紙様式3又は別紙様式4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

12 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて知事が別途定める日まで（7の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）に知事に提出して行わなければならない。

(負担金の額の確定の通知)

13 知事はこの負担金について、交付額を確定したときは、市町村長に対し別紙様式6により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(端数計算の方法)

14 国要綱15(1)に定める方法による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別 表

区 分	1 種 目	2 負担率
るい や 措置 事 む 費 由 を に 得 よ な	やむを得ない事由による措置費	1 / 4
費 障 等 害 児 通 所 給 付	障害児通所給付費	1 / 4
	特例障害児通所給付費	1 / 4
	高額障害児通所給付費	1 / 4
付 障 費 害 等 児 相 談 支 援 給	障害児相談支援給付費	1 / 4
	特例障害児相談支援給付費	1 / 4
費 るい や 措置 事 む 医 由 を 療 に 得 よ な	やむを得ない事由による措置医療費	1 / 4
費 児 肢 通 体 所 不 医 自 療 由	肢体不自由児通所医療費	1 / 4